

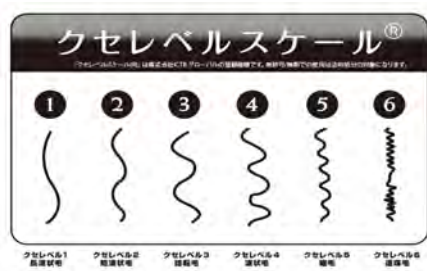
告知文
「クセレベル」関連の商標権について
(お知らせ)

以下の商標は、有限会社 M&SMART(当社)が商標登録を受け商標権を有しています。
いずれも「指定商品又は指定役務の区分」は「第3類」ですが、

①の「クセレベル」は「第20類」も含みます。

① クセレベル

② スケールクセレベル



③ クセストパー

従って、これら商標を理・美容にかかわる商品サービスに使用すると
当社の商標権を侵害することになります。

ところで、最近新美容出版株式会社が発行する業界誌である『SHINBIYO』
2013年6月1日発行の号の特集記事にこの「クセレベル」を使用した
記事が掲載されました。

これは、この記事を読んだ読者（主として理・美容の関係者）の方々に、
この商標権の使用が自由に出来るかのような誤解を生じさせ、
違法な商標権侵害を誘発しかねないものであることが危惧されました。

当社より直ちに新美容出版に対しその危惧を、表明したところ、同出版は当社が
この商標権を有していることを知らなかったことで、直ちに2013年12月号
(2013年11月1日発売予定)に、この「商標権を使用することは当社の商標権侵害することになる」
皆の注意喚起をする告知を掲載してくれることになりました。

日本政府も知的財産大国をめざして種々の施策を展開している折でもあり、
皆様方にはくれぐれも他人の有する商標権につき配慮され、これを侵害することのないように
ご留意願います。

以上、ことの顛末をご報告しますとともに、今後この商標権の使用を希望される方は、
必ず当社にご一報下さり、当社の許諾を得ていただくようお願い申し上げます。

以上